

箱根町競争入札参加資格定期認定申請受付要項（令和5・6年度登録）

認定期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

受付期間：【データ】令和4年10月3日（月）から令和4年11月30日（水）まで

【書類】令和4年10月3日（月）から令和4年12月1日（木）（消印有効）まで

提出書類：①共通事項 送付先別提出書類一覧表、誓約書、貸借対照表他 注3

②固有事項 下表のとおり

提出先：①共通事項 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課横浜駐在事務所「入札参加資格申請・共同受付窓口」

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」

※共通事項については、申請業種により宛先が異なります。

②固有事項 箱根町総務部財務課管財契約係

提出方法：①共通事項 郵送（簡易書留）

②固有事項 郵送（簡易書留）又は持参（箱根町総務部財務課管財契約係）

※提出書類（箱根町固有事項）は、次のとおり（○：必須、×：不要）。

提出書類	工事	コンサル	一般委託	物品
送付先別提出書類一覧表	○	○	○	○
入札参加資格申請に関する代理人の委任状【行政書士による代理申請のとき】 *注4	○	○	○	○
建設業許可申請書別表（写し）【工事で受任者を置くとき】	○	×	×	×
入札契約に関する代理人の委任状（受任者ごと） *注5	○	○	○	○
建築士事務所登録通知書（写し）（受任者分）【該当の営業種目を申請するとき】*注6	×	○	×	×
箱根町税納税証明書（箱根町に納付すべき全ての税目対象）*注7	○	○	○	○

注1：申請資格は、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者で、営業に関し許可、認可が必要な場合は当該許可、認可を受け、同種の営業を認定日まで継続して1年以上営み、町税等を滞納していないことが条件です。

注2：基準日は、令和5年4月1日とします。

注3：提出書類（共通事項）については、「かながわ電子入札共同システム」ホームページをご覧ください。

注4：委任状は、指定の書式（入札参加資格申請に関する代理人の委任状）によりお願いします。

注5：委任状は、指定の書式（入札契約に関する代理人の委任状）によりお願いします。

注6：建設コンサルタント業の営業種目「建築設計」を申請する場合で、受任者を置く場合のみ提出してください。なお、神奈川県と同じ受任者の場合は、提出は不要です。

注7：課税がないときは不要です。